

大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市印鑑条例施行規則（昭和49年大阪市規則第131号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に規定する確認は、第2号様式による照会書を申請者に送付し、同様式による回答書（以下「回答書」という。）を持参させるとともに、申請者に係る本人確認書類（<u>条例第6条第2項に規定する個人番号カード</u>、<u>運転免許証その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。</u>）を提示させることによつて行う。</p> <p>[3～5 略]</p> <p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、当該書面及び印鑑登録証又は<u>個人番号カード等（条例第6条第2項に規定する個人番号カード等をいう。以下同じ。）</u>の記載事項又は記録事項と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、相違がないことを確認した上、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(代理申請の例外)</p> | <p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>2 前項に規定する確認は、第2号様式による照会書を申請者に送付し、同様式による回答書（以下「回答書」という。）を持参させるとともに、申請者に係る本人確認書類（<u>個人番号カード（条例第6条第2項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）</u>、<u>運転免許証その他の本人であることが確認できる書類をいう。以下同じ。</u>）を提示させることによつて行う。</p> <p>[3～5 同左]</p> <p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、当該書面及び印鑑登録証又は<u>個人番号カードの記載事項又は記録事項と印鑑登録原票の登録事項とを照合し、相違がないことを確認した上、印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p> <p>(代理申請の例外)</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>第14条 条例第16条第1項の市規則で定める申請は、<u>個人番号カード等</u>を提示して行う条例第13条の規定による印鑑登録証明の申請とする。</p> <p>第5号様式（第7条、第8条、第9条、第10条関係）</p> <p>[様式 別紙2 挿入]</p> | <p>第14条 条例第16条第1項の市規則で定める申請は、<u>個人番号カード</u>を提示して行う条例第13条の規定による印鑑登録証明の申請とする。</p> <p>第5号様式（第7条、第8条、第9条、第10条関係）</p> <p>[様式 別紙1 挿入]</p> |
| <p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。</p>   |   |

附 則

- 1 この規則は、令和8年6月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪市印鑑条例施行規則第5号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪市印鑑条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。



